主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人渡辺泰敏の控訴理由は、末尾に添附する控訴趣意書と題する書面に記載す るとおりである。

で、所論のAに対する検察官の供述調書抄本は、同人の署名押印ある検察官供述調書中、本</要旨〉件被告事件に関連性を有する部分を抄録した書面たるに供述調書中、本</要旨〉件被告事件に関連性を有する部分を抄録した書面たるにとは、該抄本の記載自体によって明らかであるが、当に出述者の署名押印ある供述すると実質的な判別において、右供述調書において、右供述がある供述がもは、右供述がもは、右供述がもととりませががもも関連においると実質がおりませがある。とまがありませがである。とのと明期日における供述とする時間には、右供述のといるととがである。といとならないとはない。とのは、当時に対するが、一概に対するが、一概に対するが、この性質をである。とができるがは、「特別の情況のではないのといるとないとする所論には、かかる特別の情況のである。とがである。とがである。とは、明本のではない。そうして、本件抄本に記載するは、この点におまする時間には、まとより理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

よつて、刑訴法第三九六条に則つて、主文のごとく判決する。 (裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫荘太郎 判事 渡辺好人)